

千葉市浄化槽保守点検業者登録事務実施要領

平成 21 年 4 月 20 日施行

1 目的

本要領は、「千葉市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 63 年条例第 22 号）」（以下、「条例」という。）及び「千葉市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和 63 年規則第 37 号）」（以下「規則」という。）に係る事務処理を円滑に遂行することを目的とする。

2 登録制度の留意事項

- (1) 人（法人）ごとの登録制度であり、営業所ごとの登録制度ではないこと。
- (2) 登録を受ける者は、人格を有する自然人又は法人であること。
- (3) 承継制度は規定していない。このため、浄化槽保守点検業者（以下「業者」という。）であった個人が死亡した場合、その者に係る相続人、その他の者が浄化槽保守点検業を営む場合は、当該関係者が新たに登録を受けなければならない。
- (4) 浄化槽保守点検の委託について
 - ア 浄化槽の保守点検の委託とは、浄化槽法第 10 条第 3 項の規定によるものをいう。
従って、浄化槽保守点検業者の登録を受けていない者には委託できないものであること。
 - イ 浄化槽の保守点検の再委託は妨げない。
ただし、再委託先も「ア」の要件を満たすものでなければならないこと。

3 登録申請書の受付等に係る留意事項（変更届出書等の場合も同様とする。）

- (1) 申請者が法人の場合、代表者以外の支店長、営業所長又は従業員等の代理人による申請は妨げない。
ただし、この場合、条例及び規則に規定する書類の他に、代理人が申請の権限を有することを証する委任状を添付させること。
- (2) 記載内容等が不備の申請書等は、適宜補正を指導すること。
- (3) 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）が住民票の写し（登記事項証明書（登記内容の全部を証明した書類を含む。以下同じ））のとおりに記載されているかを確認すること。
- (4) 営業所について
 - ア 営業所とは、常時浄化槽の保守点検に関する業務を行う場所であって、浄化槽管理士を置き、かつ、規則第 7 条に規定する器具を備えているものであること。
 - イ 記載する営業所は、千葉市内に設置されている浄化槽の保守点検に係る営業であること。
- (5) 役員について
 - ア 業務を執行する社員とは、合名会社の社員、合資会社の無責任社員又は合同会社の業務執行社員であること。
 - イ 取締役とは、株式会社におけるものであること。
また、これに準ずる者とは、一部事務組合の管理者、法人格のある各種の団体、組合等の理事又はこれらと同等の者が該当すること。
なお、株式会社の監査役並びに一部事務組合の議員及び収入役、監査役、公益法人の監事、合資会社の有限責任社員等は、役員の欄に記載する必要はないこと。
- (6) 営業区域について
営業区域は、千葉市内に限ること。
- (7) 1 人の浄化槽管理士が、千葉市以外の自治体を担当しても差し支えないこと。
- (8) 営業所の位置を示す図面とは、公共施設等目標となりやすい施設を起点として、営業所へ至る道程が示された案内図であること。なお、案内図は市販の地図の写しに営業所の位置を示したものであり、差し支えないこと。
- (9) 誓約書について
 - ア 誓約は、申請者である法人の代表者又は個人が行うこととし、法人の役員の誓約は不要であること。
 - イ 申請者が未成年であって、法定代理人がいる場合は、申請者と法定代理人の誓約が必要であること。
- (10) 浄化槽管理士の免状の写しには、原本と照合した旨を明記すること。

- (11) 住民票の写しとは、市町村長等が発行する証明証で、申請者本人の住所及び氏名が記載されていること。なお、住民票の写しを複写したものは認められないので注意すること。
- (12) 法人の登記事項証明書について
- ア 目的欄に、原則として当該法人が浄化槽の保守点検を業として行うことが記載されていること。
なお、目的欄に「浄化槽」又は次の語句がある場合は、当該法人が浄化槽保守点検業を業として行うこと目的としているものとして判断して差し支えないものとする。
- 目的欄の記載例
- ①環境保全施設 ②環境改善施設 ③し尿処理施設 ④清掃施設 ⑤給排水衛生施設
⑥汚水処理施設 ⑦環境衛生施設 ⑧衛生施設 ⑨建築物管理 ⑩住宅付属設備
⑪不動産管理 ⑫高速道路及び付属施設管理 ⑬汚物処理 ⑭公害防止施設
⑮下水処理施設 ⑯上下水道施設 ⑰廃水処理施設 ⑱水処理施設 ⑲給排水施設
⑳建築工事・・・前各号に付帯する一切の業務
- イ 登記事項証明書の目的欄が不備な場合は、当該目的の変更を指導し、申請の際に定款変更の議事録の写しを添付させること。
- (13) 住民票の写し及び登記事項証明書は、市町村長等が発行した日から3月以内のものに限ること。
- (14) 申請者が外国人である個人の場合は、住民票の写しに代えて、市町村長が外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき交付する登録証明書の写しとすること。
- (15) 申請者が一部事務組合の場合は、登記事項証明書に代えて、当該組合の規約の写しとすること。
- (16) 従事者名簿について
- ア 浄化槽の保守点検の業務に従事する者とは、現場で浄化槽の保守点検又は監督を行う浄化槽管理士の資格を有する者及びその補助者をいい、経理、営業等の事務のみに従事する者は含まないものとする。
- イ 千葉市内に設置されている浄化槽の保守点検に従事する者のみを記載すること。

4 登録の実施等についての留意事項

- (1) 条例第5条第1項に規定する浄化槽保守点検業者登録簿（以下、「登録簿」という。）は、様式1とする。
- (2) 業者の登録番号等は、次のとおり付すること。
- 千葉市長（登 ）第 号
- ア 括弧内の「登」の後には、登録回数を入れること。
新規登録を「1」とし、以降更新するごとに「1」ずつ加えていくこと。
- イ 登録後は、当該登録申請者、登録変更の場合は当該変更届出者に対して、次の様式により通知すること。なお、記号番号は、「千環収第 号」とし、浄化槽保守点検業者登録等受付簿の搭載番号とする。
- ①新規登録の場合・・・様式2 ②登録更新の場合・・・様式3
③登録変更の場合・・・様式4
- ウ 登録簿は、厳重に保管し、所定の手続きによる登録簿の閲覧又は謄本の交付以外に公開してならないこと。
- エ 登録申請に係る審査手数料は、以下のとおりで「千葉市環境関係手数料条例（平成12年条例第31号）」（以下「手数料条例」という。）に定めていること。
なお、納付は千葉市収入証紙によること。
- ①新規登録の場合・・・30,000円 ②登録更新の場合・・・28,000円
③変更の場合は無料であること
- オ 登録を取消し又は登録の削除を行った場合、当該業者に付していた登録番号は、再使用をしないこと。

5 登録簿の閲覧又は謄本の交付について

- (1) 登録簿の閲覧は無料であること。
- (2) 謄本の交付に係る手数料は手数料条例により、1件につき「300円」と定めていること。
なお、納付は千葉市収入証紙によること。
- (3) 浄化槽管理者等から、ある者の登録状況についての問い合わせがあった場合には、登録の有無についての回答は差し支えないこと。
なお、登録内容についての回答は、規則第4条に基づき対応すること。
- (4) 登録簿の謄本は、次のとおり表示して交付すること。

『 これは浄化槽保守点検業者登録簿の謄本である。

年 月 日 千葉市長 ○○○○○ 印 』

6 変更届出書の受付等についての留意事項

- (1) 変更の事実が発生した日から30日を経過した後に届出があった場合には、遅延理由書を添付させること。
- (2) 次の場合には、添付書類は必要ないこと。
 - ア 営業所の名称を変更したとき。
 - イ 単に営業所が減少したとき。
- (3) 浄化槽管理士が改姓又は改名した場合の浄化槽管理士の免状の写しは、改姓又は改名をした免状の写しであること。

なお、このことによる変更届出書の提出が、その事実が発生した日から30日を経過した日に提出された場合であって、その遅延が免状の書き換えの事務手続きに起因する場合は、遅延理由書の添付は不要であること。
- (4) 次の場合、変更の届出は必要とせず、立入検査等により変更事実を把握した場合には、職権により登録簿を訂正すること。
 - ア 市町村長が住居表示を行ったとき又はその変更行ったとき。
 - イ 都道府県又は市町村の廃置。
 - ウ 都道府県又は市町村の境界変更。
 - エ 都道府県又は市町村の名称変更。
- (5) 法人の組織変更等で、次の場合は変更届出書により取り扱うこと。
 - ア 株式会社から持分会社（合名会社、合資会社及び合同会社）に変更するとき、若しくは持分会社から株式会社に変更するとき。
 - イ 持分会社から他の持分会社に変更するとき（合名会社、合資会社、合同会社の三社間のいずれかによる変更の場合。）
 - ウ 特例有限会社から株式会社へ変更したとき。
 - エ 登録を受けている法人甲が登録を受けていない法人乙と合併し、法人丙を設立する場合のうち、丙が乙の消滅を伴う甲の吸収合併として成立したとき。
- (6) 登録を受けている法人甲が会社分割し、自らは浄化槽保守点検業務を廃止し、当該業務の全てを新たな法人乙に承継させる場合、乙は新たな登録であること。

また、法人甲は廃業等届出書の提出が必要であること。
- (7) 登録を受けていた個人が中心となって新たな法人を設立し、引き続き保守点検業を営もうとするときは、新たな登録が必要であること。

この場合、個人としての廃業等届出書の提出が必要であること。

7 廃業等届出書の受付等についての留意事項

添付書類の必要はないが、廃業等の理由及び廃業等の何月日をよく確認すること。

8 浄化槽管理士の配置等についての留意事項

- (1) 浄化槽管理士について
 - ア 営業ごとに浄化槽管理士を置くことは、営業所ごとに保守点検の業務に従事できる常勤の者がいることをいう。
 - イ 一人の浄化槽管理士を、複数の営業所（他の浄化槽保守点検業者の営業所を含む。）で兼務させることはできないこと。

なお、やむを得ない事情により他の営業所に登録されている者が一時的に保守点検業務を行うことは妨げないこと。
 - ウ 浄化槽管理士の住所が、勤務を要する営業所から著しく遠距離にあり、社会通念上勤務が不可能な場合、営業所ごとに浄化槽管理士を置くに該当しないこと。
- (2) 器具について
 - ア 器具を備えるとは、器具についての所有権その他の権原を有し、かつ、当該器具が備える機能を発揮する状態であること。
 - イ 器具とは、平成7年6月20日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知「浄化槽法第7条及び11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の検査内容及び方

法、検査票、検査結果の判定等について」で示されている器具であること。

ウ 亜硝酸性窒素測定器具、温度計、スカム測定器具、汚泥厚測定器具の方式は問わないが、顕微鏡については、総合倍率が概ね100倍以上のものであること。

また、混合浮遊物質濃度計については、測定誤差が概ね10%以内のものを目安とし、かつ、現場で測定が容易にできるものであること。

9 登録の取消し等についての留意事項

条例第12条第1項の規定による登録の取消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命じようとする場合、その手続きは「千葉市行政手続条例（平成7年条例第40号）」が適用されることに留意すること。

10 登録の削除についての留意事項

浄化槽保守点検業者の登録が効力を失ったときは、条例第13条の規定に基づき削除する場合は、次のことに留意すること。

- (1) 条例第8条の規定による廃業等届出の場合は、規則第6条により規定する第8号様式によるものとし、收受登録・起案・決裁後、当該浄化槽保守点検業者の登録を浄化槽保守点検業者登録簿（浄化槽台帳管理システム）から削除すること。
- (2) 登録有効期限の失効が迫っても、登録更新の意思が見られない場合は、概ね30日前に電話等を通じ登録更新の意思を確認すること。

この場合、廃業の意思があるときは、前号を準用して当該浄化槽保守点検業者の登録を削除すること。

また、登録有効期限の失効日後、何ら意思表示がなされない場合は職権により、発意起案・決裁後、当該浄化槽保守点検業者の登録を削除すること。

11 登録更新申請の受付期間について

登録の更新の申請は、現に受けている登録の期間満了の日の概ね2月前から受け付けて差し支えないこと。

12 登録（更新）申請書、変更届出書又は廃業等届出書の提出に伴う書類審査及び営業所の立入検査について

- (1) 登録（更新）申請書及び変更届出書並びに営業所調査に係る審査は、様式5「浄化槽保守点検業者登録等に係る審査票」に必要事項を記載して行うこと。
- (2) 廃業等届出書については、文書管理システムにより起案処理すること。
- (3) 営業所立入検査は、様式6「浄化槽保守点検業者立入検査票」によること。

13 浄化槽保守点検業者の登録等に関する簿冊の作成

浄化槽保守点検業者の登録等に関する事務にあたり、次の簿冊を必要に応じて作成し、当該事務処理を行うこと。

簿冊の名称	保存期間
浄化槽保守点検業者登録等受付簿（エクセルファイル版を含む。）	5年
浄化槽保守点検業者新規登録綴	5年
浄化槽保守点検業者登録更新綴	5年
浄化槽保守点検業者登録の変更綴	5年
浄化槽保守点検業者登録削除綴	5年
浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧又は謄本交付請求綴	5年
浄化槽保守点検業者登録の取消綴	5年
浄化槽保守点検業者営業の停止綴	5年

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月20日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に登録（登録更新を含む。）の申請、変更の届出又は廃業等の届出を受理し、この要領の施行日以降に登録、変更又は登録の削除行う場合は、この要領に従って当該事務処理を

行うものとする。

- 3 この要領は、平成30年6月11日から施行する。
- 4 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

浄化槽保守点検業者登録簿

1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏名又は名称	
住 所	
法人にあっては、 その代表者の氏名	

2 営業所の名称及び所在地

名 称	所 在 地

3 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名

氏 名	役 名	氏 名	役 名	氏 名	役 名

登 録 の 年 月 日	
登 録 番 号	千葉市長 (登) 第 号
登 録 の 有 効 期 間	から まで

5 変更の届出

変更年月日	変更事項	変更前	変更後

備考

--

千環収第 号
年 月 日

(申請者) 様

千葉市長



浄化槽保守点検業者の登録について（通知）

年 月 日付けで受理しました申請については、千葉市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和63年千葉市条例第22号）第5条第1項の規定により、下記のとおり登録したので、同条例第5条第2項の規定により通知します。

記

- | | |
|-----------|--------------------|
| 1 登録番号 | 千葉市長（登）第 号 |
| 2 登録年月日 | 年 月 日 |
| 3 登録の有効期間 | 年 月 日から
年 月 日まで |

担当：環境局 資源循環部 収集業務課 浄化槽班
tel 043-245-5251・5252
fax 043-245-5477

千環収第 号
年 月 日

(申請者) 様

千葉市長



浄化槽保守点検業者の登録について（通知）

年 月 日付けで受理しました申請については、下記のとおり登録の更新をしたので通知します。

記

- | | |
|-----------|----------------------|
| 1 登録番号 | 千葉市長（登）第 号 |
| 2 登録年月日 | 年 月 日 |
| 3 登録の有効期間 | 年 月 日 から
年 月 日 まで |

担当：環境局 資源循環部 収集業務課 浄化槽班
tel 043-245-5251・5252
fax 043-245-5477

千環収第 号
年 月 日

(変更届出者) 様

千葉市長



浄化槽保守点検業者の変更届について（通知）

年 月 日付けで受理しました申請については、千葉市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和63年千葉市条例第22号）第7条第2項で準用する同条例第5条第1項の規定により、登録を変更したので通知します。

記

- 1 登録番号 千葉市長（登）第 号
- 2 登録の変更事項

担当：環境局 資源循環部 収集業務課 浄化槽班
tel 043-245-5251・5252
fax 043-245-5477

浄化槽保守点検業者登録等に係る審査票

1 概要

申請区分		新規登録 登録更新 変更届 廃業等届
		変更事項: ①氏名又は名称 ②住所 ③代表者の氏名 ④営業所の名称 ⑤営業所の所在地 ⑥役員の氏名 ⑦浄化槽管理士の氏名
申請者	住所	
	氏名又は名称	
	法人にあってはその代表者の氏名	
	営業所の所在地及び名称	
書類審査年月日及び担当者職氏名		審査年月日 年 月 日 担当者職氏名
営業所調査年月日及び担当者職氏名		審査年月日 年 月 日 担当者職氏名
立会者職氏名		
登録簿番号※ (現在の登録番号)		千葉市長(登)第 号

※新規登録時は記載しない

2 書類審査結果

関係書類等の有無	申（届出書）	収入証紙	誓約書	器具明細書	営業所位置図	浄化槽管理状	住民票 (登記事項証明書)	従事者名簿	器具の写真	委任状
	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
審査項目		審査内容							適・否	
申請書 (届出書)	申請者	住民票(登記事項証明書)と住所、氏名(名称・代表者)が一致し、押印されているか。							適	否
	営業所	名称及び所在地が記載されているか。							適	否
	役員の氏名	登記簿と一致しているか。							適	否
	浄化槽管理士の氏名、免状の交付番号	記載されているか。							適	否
		氏名及び交付番号は、免状と一致しているか。							適	否
収入証紙	額は適当か。 (新規登録：30,000円 登録更新：28,000円)							適	否	
添付 図 書	誓約書	申請者に相応する誓約文になっているか。							適	否
		押印されているか。							適	否
	器具明細書	営業所ごとに作成されているか。							適	否
		方法及び数量が記載されているか。							適	否
	営業所の位置図	営業所ごとに作成されているか。							適	否
	浄化槽管理士の免状の写し	申請書に記載されている者の免状の写しが添付されているか。							適	否
	住民票 (登記簿)	申請日の3月以内に交付されたものか。							適	否
		登記事項証明書の目的欄に浄化槽保守点検業又はこれと同等と解釈できる業務が記載されているか。							適	否
	従事者名簿	営業所ごとに作成されているか。							適	否
	器具の写真	営業所ごとに全ての器具の写真が添付されているか。							適	否
委任状	委任した者は、本来、申請権限を有する者か。							適	否	
	申請権限が委任されているか。							適	否	
	押印されているか。							適	否	
指示事項等										

3 営業所調査結果

審 査 項 目	審 査 内 容	適・否
営 業 所	所在地が申請書と一致しているか。	適 否
浄 化 槽 管 理 士	氏名等が申請書と一致しているか。	適 否
器 具	数量等が申請書と一致しているか。	適 否
従 事 者 名 簿	出勤簿等と申請書が一致しているか。	適 否
帳 簿	準備されているか。	適 否
器 具 保 管 場 所	倉庫等 ()	適 否
研 修 の 受 講	浄化槽管理士の研修を受講しているか。	適 否
指示事項等		

整理番号：_____

千葉市浄化槽保守点検業者立入検査票

登録番号：千葉市長（登　　）第　　号

名　称：_____

区　分	検　査　事　項		判　定　欄		
			・　・	・　・	・　・
浄化槽保守点検業者の適格性	1	不正な手段により登録を受けたことにならなかったか。			
	2	登録の拒否の事由に該当することとならないか。			
浄化槽管理士の設置	3	営業所ごとに選任されているか。			
	4	常にその業務に従事し若しくは実地に監督しているか。			
	5	浄化槽管理士の研修を許可期間内に受講しているか。			
器具の常備	6	営業所ごとに常備されているか。			
標識の掲示	7	適正に記載され見やすい場所に掲示してあるか。			
帳簿の備付け等	8	営業所ごとに備えられているか。			
	9	適正に記載され、3年間保存されているか。			
変更の届出	10	変更届が提出されているか。			
	11	虚偽の届出ではなかったか。			
指　導　票　の　交　付　有　無　等					
立　会　者　：　職　・　氏　名					
立　入　検　査　員　：　職　・　氏　名					
立　入　検　査　事　由					